

新潟市告示第256号

新潟市秋葉区文化会館の使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により，新潟市秋葉区文化会館の使用料の徴収事務について，次のとおり委託したので，同施行令第158条第2項の規定により，下記のとおり告示する。

平成30年4月1日

新潟市長 篠田 昭

記

1 徴収事務受託者の名称及び代表者

名称 秋葉区文化会館共同事業体

代表者 代表団体 株式会社NK S コーポレーション

代表取締役社長 吉田 克也

2 徴収事務を行わせる施設の名称及び位置

新潟市秋葉区文化会館

新潟市秋葉区新栄町4番23号

3 徴収事務を行わせる期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日